

第 27 号議案

令和 7 年度芦屋市都市再開発事業特別会計予算

令和 7 年度芦屋市の都市再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 627,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 2 月 17 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
4 国庫支出金		15,309
	2 国庫補助金	15,309
6 財産収入		6,224
	1 財産運用収入	6,224
8 繰入金		604,785
	8 繰入金	604,785
9 繰越金		1
	9 繰越金	1
10 諸収入		681
	20 雑入	681
歳 入 合 計		627,000

歳 出

款	項	金 額
1 都市再開発事業費		千円 617,000
	1 芦屋駅北地区再開発事業費	3,482
	2 芦屋駅南地区再開発事業費	613,518
30 予備費		10,000
	30 予備費	10,000
歳 出 合 計		627,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
J R 芦屋駅南地区市街地再開発 事業権利床等整備負担金	令和8年度から 令和11年度まで	441,831 千円